

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年3月28日
【会社名】	アマタホールディングス株式会社
【英訳名】	AMITA HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 熊野 英介
【本店の所在の場所】	京都府京都市中京区烏丸通押小路ル秋野々町535番地 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の場 所で行っております。)
【電話番号】	075(277)0378(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 清水 太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段北三丁目2番4号
【電話番号】	03(5215)7766
【事務連絡者氏名】	取締役 清水 太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 200,914,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年2月26日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、平成30年3月27日開催の定時株主総会において第三者割当増資による新株式発行の件につき承認が得られたこと及び平成30年3月28日付臨時報告書を提出したこと並びに平成30年3月28日付で有価証券報告書（第8期事業年度）を提出したことに伴い、これらに関連する事項その他の事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書（以下「本訂正届出書」といいます。）を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
(2) 募集の条件

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
(4) 株券等の保有方針
- 3 発行条件に関する事項
(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

第三部 追完情報

- 1 事業等のリスクについて
- 2 臨時報告書の提出について
- 3 最近の業績の概要について

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

< 訂正前 >

< 前略 >

(注) 1 . 本有価証券届出書に記載する普通株式の第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成30年3月27日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）にて本第三者割当増資による新株式発行についての議案の承認が得られることを条件として、平成30年2月26日の当社の取締役会において決議されております。また、本第三者割当増資は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に照らせば、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額による発行に該当すると判断される可能性があることから、本定時株主総会にて本第三者割当増資による新株式発行に関する議案について特別決議による承認を得る予定です。

< 後略 >

< 訂正後 >

< 前略 >

(注) 1 . 本有価証券届出書に記載する普通株式の第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成30年3月27日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）にて承認されております。また、本第三者割当増資は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に照らせば、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額による発行に該当すると判断される可能性があることから、本定時株主総会にて本第三者割当増資による新株式発行に関する議案について特別決議による承認を得ております。

< 後略 >

2【株式募集の方法及び条件】

(2)【募集の条件】

< 訂正前 >

< 前略 >

(注) 4 . 本第三者割当増資は、本定時株主総会において本第三者割当増資についての議案の承認がなされることを条件としております。

< 訂正後 >

< 前略 >

(注) 4 . 本第三者割当増資は、本定時株主総会において本第三者割当増資についての議案の承認がなされることを条件としております。なお、本定時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案は原案通り承認可決されました。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(4) 株券等の保有方針

<訂正前>

株式会社辰巳商会

割当予定先の株式会社辰巳商会は、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを書面で確認しております。なお、当社は、株式会社辰巳商会から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を締結する予定です。

三友プラントサービス株式会社

割当予定先の三友プラントサービス株式会社は、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを書面で確認しております。なお、当社は、三友プラントサービス株式会社から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を締結する予定です。

株式会社エコマテリアル

割当予定先の株式会社エコマテリアルは、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを書面で確認しております。なお、当社は、株式会社エコマテリアルから払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を締結する予定です。

山口 典浩

割当予定先の山口典浩氏は、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを書面で確認しております。なお、当社は、山口典浩氏から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を締結する予定です。

愛知海運株式会社

割当予定先の愛知海運株式会社は、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを書面で確認しております。なお、当社は、愛知海運株式会社から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を締結する予定です。

富士運輸株式会社

割当予定先の富士運輸株式会社は、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを書面で確認しております。なお、当社は、富士運輸株式会社から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を締結する予定です。

高島 隆三郎

割当予定先の高島隆三郎氏は、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを書面で確認しております。なお、当社は、高島隆三郎氏から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を締結する予定です。

姫路港運株式会社

割当予定先の姫路港運株式会社は、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを書面で確認しております。なお、当社は、姫路港運株式会社から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を締結する予定です。

<訂正後>

株式会社辰巳商会

割当予定先の株式会社辰巳商会は、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを書面で確認しております。なお、当社は、株式会社辰巳商会から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を締結しております。

三友プラントサービス株式会社

割当予定先の三友プラントサービス株式会社は、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを書面で確認しております。なお、当社は、三友プラントサービス株式会社から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を締結しております。

株式会社エコマテリアル

割当予定先の株式会社エコマテリアルは、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを書面で確認しております。なお、当社は、株式会社エコマテリアルから払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を締結しております。

山口 典浩

割当予定先の山口典浩氏は、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを書面で確認しております。なお、当社は、山口典浩氏から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を締結しております。

愛知海運株式会社

割当予定先の愛知海運株式会社は、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを書面で確認しております。なお、当社は、愛知海運株式会社から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を締結しております。

富士運輸株式会社

割当予定先の富士運輸株式会社は、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを書面で確認しております。なお、当社は、富士運輸株式会社から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を締結しております。

高島 隆三郎

割当予定先の高島隆三郎氏は、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを書面で確認しております。なお、当社は、高島隆三郎氏から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を締結しております。

姫路港運株式会社

割当予定先の姫路港運株式会社は、当社との関係強化を目的とした中長期保有の方針であることを書面で確認しております。なお、当社は、姫路港運株式会社から払込期日より2年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の確約書を締結しております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<訂正前>

<前略>

当社は、平成29年12月5日以前の株価を基準として算定した上記発行価額は、上記のとおり当社の企業価値を公正に反映したものであると考えておりますが、上記発行価額による本第三者割当増資の実行は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らせば、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額による発行に該当すると判断される可能性があることから、当社は、平成30年3月27日開催予定の本定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、発行価額を1,130円として、本第三者割当増資を行うことといたしました。

<訂正後>

<前略>

当社は、平成29年12月5日以前の株価を基準として算定した上記発行価額は、上記のとおり当社の企業価値を公正に反映したものであると考えておりますが、上記発行価額による本第三者割当増資の実行は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らせば、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額による発行に該当すると判断される可能性があることから、当社は、平成30年3月27日開催の本定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認を得ております。

第三部【追完情報】

< 訂正前 >

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第7期事業年度）及び四半期報告書（第8期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」）に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、生じた変更と追加がありました。「事業等のリスク」に関する追加と変更は、下記下線のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは3期連続して当期純損失を計上し、当連結会計年度においては371百万円の減損損失を計上して純資産が大きく減少するなど、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

当社としましては、諸施策を実施し収益力の回復と経営基盤の強化に努めてまいります。また、当期および過去2期いずれも営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローは黒字であり、諸施策の実施により今後も継続して営業キャッシュ・フローの黒字を確保することで、主要取引銀行等の支援体制も維持できることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

< 中略 >

3. 最近の業績の概要について

< 後略 >

< 訂正後 >

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第8期事業年度）に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本訂正届出書提出日までの間において、生じた変更と追加はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本訂正届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

中略部分を以下のとおり差し替え

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本訂正届出書提出日（平成30年3月28日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（平成30年3月28日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成30年3月27日開催の当社第8期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役7名選任の件

熊野英介、長谷川孝文、清水太郎、佐藤博之、唐鎌真一、石田秀輝及び真野毅を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役2名選任の件

中川雅文及び名越秀夫を監査役に選任するものであります。

第3号議案 第三者割当による募集株式の発行の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案				(注) 1	
熊野 英介	6,895	5	0		可決（64.30%）
長谷川 孝文	6,895	5	0		可決（64.30%）
清水 太郎	6,895	5	0		可決（64.30%）
佐藤 博之	6,895	5	0		可決（64.30%）
唐鎌 真一	6,895	5	0		可決（64.30%）
石田 秀輝	6,895	5	0		可決（64.30%）
真野 毅	6,893	7	0		可決（64.28%）
第2号議案				(注) 1	
中川 雅文	6,895	5	0		可決（64.30%）
名越 秀夫	6,895	5	0		可決（64.30%）
第3号議案	7,204	3,499	21	(注) 2	可決（67.18%）

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

第1号議案及び第2号議案については、本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

「3. 最近の業績の概要について」の全文削除

第四部【組込情報】

< 訂正前 >

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第7期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	平成29年3月28日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第8期第3四半期)	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	平成29年11月13日 近畿財務局長に提出

< 後略 >

< 訂正後 >

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第8期)	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日	平成30年3月28日 近畿財務局長に提出
---------	---------------	------------------------------	-------------------------

< 後略 >

以上

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月28日

アマタホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方 得男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 大二郎 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアマタホールディングス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アマタホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アマタホールディングス株式会社の平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アマタホールディングス株式会社が平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月28日

アマタホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方 得男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 大二郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアマタホールディングス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アマタホールディングス株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。